

# 第93期 事業のご報告

自 2019年4月1日 至 2020年3月31日



かたくりの花（佐野市の花）

地元とともに 地元のために

 佐野信用金庫

# SANO SHINKIN BANK DISCLOSURE 2020

## 地元とともに 地元のために

### ご挨拶



理事長 木村 浩

皆さまには、平素より佐野信用金庫に対しまして、格別のご愛顧、お引立てを賜り誠にありがとうございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられている皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。併せて、感染症拡大防止に力を注がれている方々に敬意を表するとともに感謝申し上げます。

本年もディスクロージャー誌「第93期（2019年度）事業報告」を作成いたしました。この冊子は、当金庫の経営に関する理念・方針・事業内容及び業績等をまとめたものです。是非ともご高覧賜り当金庫へのご理解を深めていただければ幸甚に存じます。

さて、昨年度は、5月に天皇陛下が即位され令和の時代が幕を開けましたが、10月の令和元年東日本台風（台風19号）による甚大な浸水被害により当地域の経済は大幅に落ち込みました。そして、2月以降経験したことのない新型コロナウイルス感染症の影響により、将来に対する不安感や不透明感が著しく強まっています。

こうした中で、「役に立ち、認められ、選ばれる金融機関」を目指して「地域のため知恵をだし、汗を流す」行動に取り組んでいる当金庫は、役職員一丸となって、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられている皆さんに真摯に寄り添いお手伝いをさせていただくことにより、当地域が一日も早くコロナ禍を乗り越えて落ち着いた状態を取り戻せますよう全力を尽くしていく所存でございます。

今後とも、皆さまのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月



## 目次

● 経営理念・経営方針	3
● 事業運営方針	3
● 行動指針	3
● 概要	3
● 経営体制	3
● 事業概況	4
● 経営環境	5
● 佐野信用金庫と地域社会	5
● 佐野信用金庫中長期経営計画	5
● 地域に密着した営業体制	6
● 地域密着型金融の取組み状況	7
● 地域・社会貢献	9
● トピックス	10
● 総代会制度について	11
● 内部管理態勢	13
・ 経営管理（ガバナンス）態勢	13
・ 金融円滑化への取組み	13
・ 法令等遵守態勢	13
・ 顧客保護等管理態勢	14
・ 自己資本管理態勢	16
・ 統合的リスク管理態勢	17
・ 信用リスク管理態勢／資産査定管理態勢	17
・ 市場リスク管理態勢／流動性リスク管理態勢	18
・ オペレーションナル・リスク管理態勢	18
● 業界の総合力	19
● 業務内容のご案内	20
● さのしんの沿革と歩み	26
● 資料編	27
● 店舗のご案内	55

# 経営理念・経営方針

## 経営理念

三位一体の成長・発展

一地域のお客さま、役職員、金庫が  
共に成長・発展していくこと

## 経営方針

公正・適正な業務運営のもと

- ・地元中小企業の健全な発展に奉仕する
- ・地元の皆さまのご家庭の繁栄と幸せに奉仕する
- ・地域社会の繁栄に奉仕する
- ・もって金庫の発展と役職員の生活安定向上を図る



# 事業運営方針

経営方針を実践し経営理念の実現を目指すため、協同組織・地域金融機関としての原点活動を再定義したうえで、2014年6月に中長期経営計画「明日を築くチャレンジ10ヵ年計画」を策定し、その実践に取組んでおります。

当中長期経営計画の達成を目指すために、昨年度に引き続き、2020年度事業計画では次の3本柱を掲げその実現に取り組んでまいります。

## 2020年度事業計画

1. 「地域のために知恵をだし、汗を流す」活動の実践と金庫文化としての定着
2. ビジネスマodelの再構築とリスク管理の強化
3. 職員の能力向上とSMART-G-PDCA実践を通じた自律性の高い強靭な組織の構築

以上を掲げ、地域の役に立ち、認められ、選ばれる金融機関を目指しております。

## 2020年度 年間活動スローガン

『地域のライフラインを担う自覚を持って 新型コロナウイルスから  
自分と家庭 職場を守り 地域を守る一翼を担おう さのしん2020』

# 行動指針

誠意 熱意 創意

## 概要

名 称	佐野信用金庫
所 在 地	栃木県佐野市本町2910番地(本店)
創 立	昭和3年1月8日(1928年)
出 資 金	340百万円
会 員 数	10,495人
預 金	110,380百万円
貸 出 金	49,534百万円

店舗数	8店舗
	他、キャッシュサービスコーナー3ヶ所
役員数	122名(内パート職員9名)
営業エリア	栃木県佐野市、足利市、栃木市(旧都賀町と 旧西方町を除く)、小山市、下都賀郡野木町、 群馬県館林市、邑楽郡板倉町
	(2020年3月31日現在)

# 経営体制

## 役員

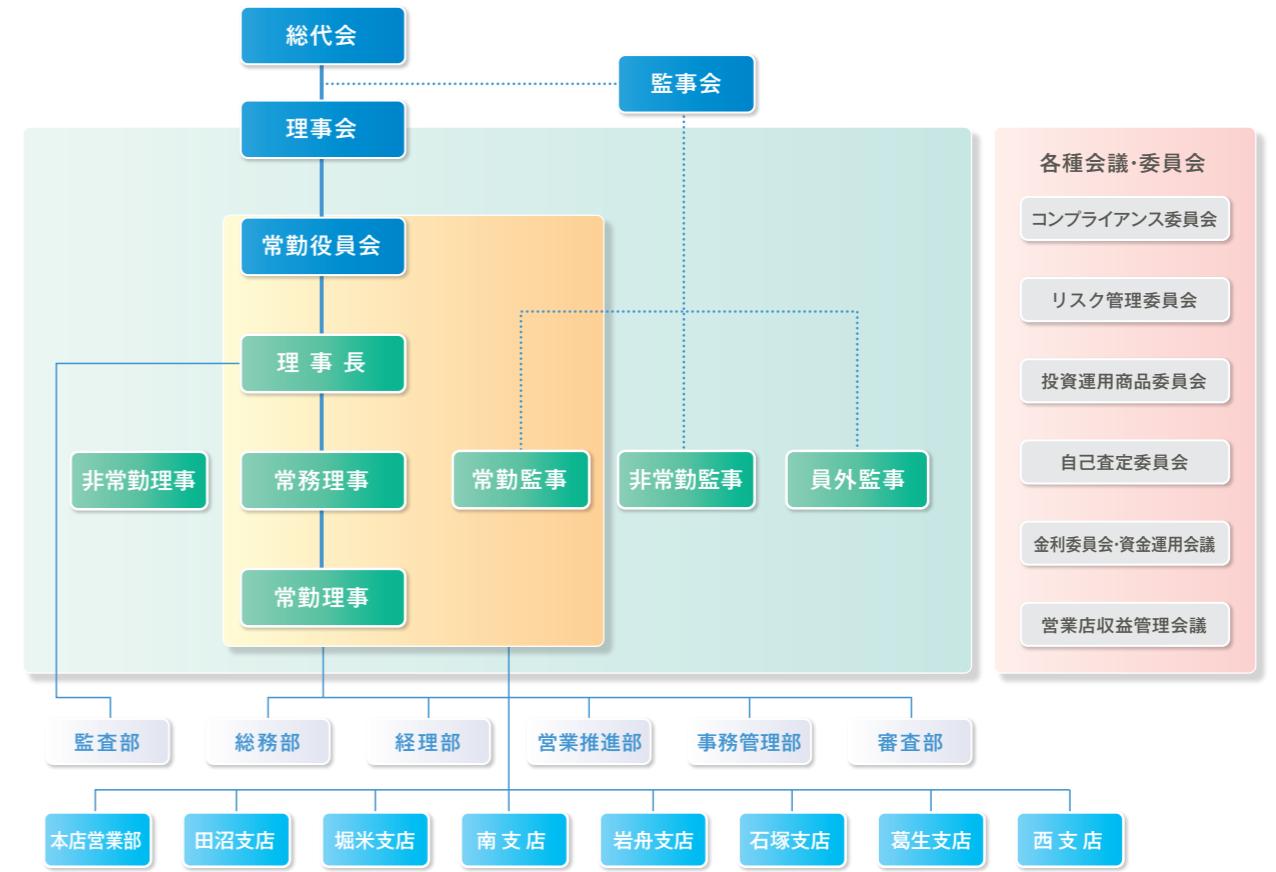
理事長(代表理事)	木村 浩	非常勤理事	出井 修(※1)
常務理事(代表理事)	宗像 晋也	非常勤理事	自覚 道久(※1)
常勤理事	小林 秀介	常勤監事	渡邊 秀廣
常勤理事	碓井 裕之	非常勤監事	旭岡 靖人
常勤理事	赤阪 良雄	非常勤監事	白澤 幸治(※2)

(2020年6月30日現在)

※1 理事 出井修、理事 自覚道久は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 白澤幸治は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 組織図



各種会議・委員会

コンプライアンス委員会

リスク管理委員会

投資運用商品委員会

自己査定委員会

金利委員会・資金運用会議

営業店収益管理会議

(2020年6月30日現在)

## 会計監査人

榎本公認会計士事務所 榎本明公認会計士(2020年6月30日現在)

# 事業概況

## 預金

預金は普通預金を中心に増加し、期末残高110,380百万円と前期比1,463百万円の増加(+1.34%)となりました。

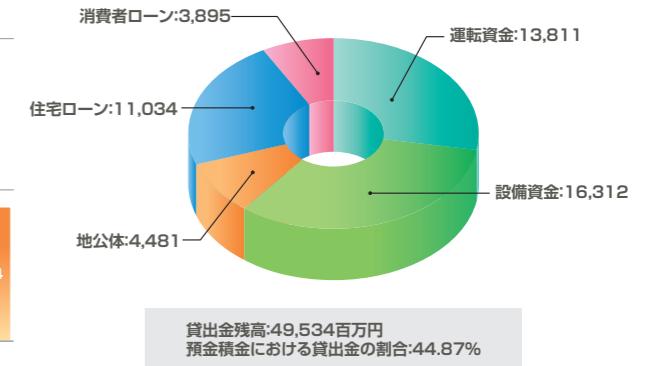
## 貸出金

貸出金は、事業性貸出金が増加したこと等により、期末残高は49,534百万円と前期比1,920百万円の増加(+4.03%)となりました。なお、10百万円の貸出金償却を行っております。

### <預金、貸出金残高の推移>



### <資金使途別残高内訳>



## 預かり資産

資産運用の多様化により投資信託や個人向け国債、生命保険・損害保険等をご提案させていただいております。2019年度については、国債の満期償還による減少等があったものの、一時払終身保険が増加したことにより、預かり資産残高は5,319百万円、前期比115百万円増加(+2.20%)となりました。



## 収益状況

収益面では、業務収益は、貸出金利息が貸出金平残の増加により3期振りに増加となったことに加え有価証券利息配当金、役務取引等収益、国債等債券売却益が前期比増加となったため、前期比143百万円増加の、1,698百万円となりました。一方、業務費用は、経費削減に取組みましたが国債等債券売却損が増加となったことから、前期比39百万円増加の1,380百万円となりました。この結果業務純益は、前期比104百万円増加の318百万円となりました。経常利益は前期比24百万円増加の208百万円となり、当期純利益は前期比10百万円増加の116百万円となりました。

なお、自己資本比率は、貸出金残高の増加により同比率算出式における分母となるリスクアセット額の増加が分子となる自己資本額等の増加を上回ったため、前期比0.44ポイント低下し9.96%となりました。

## 経営環境

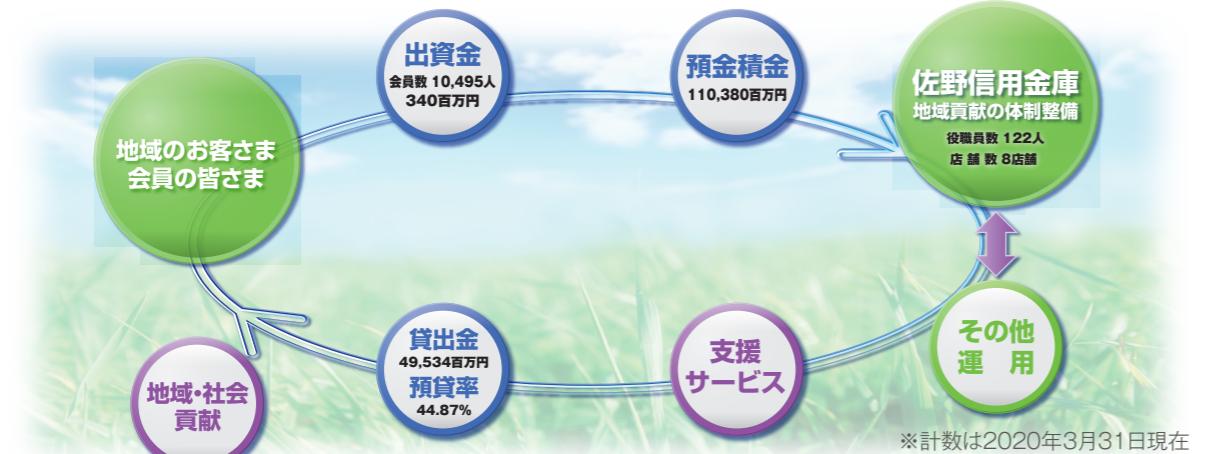
我が国経済は、2019年5月に天皇陛下が即位され令和の時代が幕を開けましたが、2019年10月の消費税10%への引き上げや中国経済の減速懸念への影響等により景気減速への懸念が高まった1年でした。そして、2020年に入ってからは、新型コロナウイルス感染症が世界的に急速に拡大し、パンデミック(世界的な大流行)の状態となり、各国において感染者や死者者が想像を上回る状況となったことから、外出や出入国の制限及び工場等の操業停止などの感染拡大防止対策を講じられた結果、経済活動が大きく制限され世界経済は急速に落ち込んでおります。

日本経済も政府の経済対策が下支えとなるものの、新型コロナウイルス感染防止のため、経済活動が大きく制約されており、当金庫を取り巻く環境は大きく変化しております。

## 佐野信用金庫と地域社会

当金庫は、佐野市周辺市町を事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)を原資に、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



## 佐野信用金庫中長期経営計画

経営方針を実践し経営理念の実現を目指すため、協同組織・地域金融機関としての原点活動を再定義したうえで、2014年6月に中長期経営計画「明日を築くチャレンジ10カ年計画」を策定し、その実践に取組んでおります。

当中長期経営計画の達成を目指すため、2020年度は、環境変化を踏まえた中長期経営計画第2期における収益力の強化による安定的な収益基盤の構築を最重要目標と位置付け、PDCAサイクルを高速で回すこと、併せて、地域金融機関として「地域のために知恵をだし・汗を流す」活動及び人材育成に取り組んでまいります。

## 地域に密着した営業体制

### 店舗・キャッシュサービスコーナー

佐野市・栃木市岩舟町に8店舗・キャッシュサービスコーナー3ヶ所を配置し、ATM365日稼動（一部店舗を除きます）や南支店日曜相談窓口の営業等、お客さまの利便性向上を目指しております。詳しくは55~56ページを参照ください。

### お客さまのご意見に基づいた取組み

当金庫ではお客さま相談センターを設置し、「お客さまは何をされようとしておられ、何をお求めになっておられるのか」を基本にサービスアップや「カイゼン」を目的として以下の施策等を実施しております。

#### 「お客さまご意見箱」および「お客さま一言メモ」によるお客さまの声の聴取

- ・2015年1月より店舗毎に「お客さまご意見箱」を設置し、直接お客さまの声を頂戴しております。また、役職員は、些細なことでもお客さまからお聞きしたことは「お客さま一言メモ」として庫内ポータルサイト上に情報を掲載し、全役職員が閲覧できる体制としております。加えて、お客さまよりいただいたご意見は、毎月集計を行い関係部署にて「カイゼン」の対応を行っております。
- ・2019年度は「お客さまご意見箱」と、「お客さま一言メモ」を併せて990件のご意見を聴取させていただきました。

#### フリーダイヤルによるお客さま意見の聴取

- ・お客さま相談センター内にフリーダイヤルを設置し、平日午前9時から午後5時までお客さまのご意見やご質問にお応えしております。

●ご意見等連絡窓口

フリーダイヤル 0120-357-500

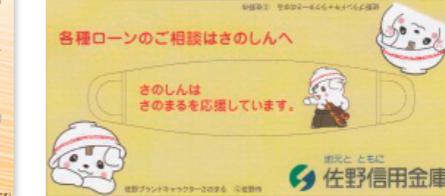
Eメール info-ss@po.sanoshin.co.jp

#### お客さまご意見に基づく対応等

- ・抽選によるプレゼント付定期預金の取扱実施。
- ・当金庫オリジナルのさのまるとのコラボレーショングッズ導入。



さのまる貯金箱



さのまるポックスティッシュ



さのまるポケットティッシュ

・「さのまる」関連では、「さのまる通帳」、「さのまるキャッシュカード」の取扱いをしています。

・キャンペーン期間中にお預入れの定期預金では、「さのまる証書」にて作成いただけます。

・その他、サービス品として「さのまる貯金箱」、「さのまるポックスティッシュ」、「さのまるポケットティッシュ」を導入している他、チラシやディスプレイによるPRを行っています。

さのしんはさのまるを応援しています。



# 地域密着型金融の取組み状況

## 1.中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、経営理念に「三位一体の成長・発展 一地域のお客さま、役職員、金庫が共に成長・発展していくこと」を掲げています。  
当金庫は長いお取引関係や地縁・人縁を尊重しつつ、変化する地域やお客さまの動きとニーズを的確に捉え、「知恵をだし・汗を流す」エリア・リレパン(エリア・リレーションシップ・キャッシング)をひたむきに実践してまいります。  
また、地域の中小企業のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

## 2.中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、地元事業所の皆さまの成長・再生と地域経済の活性化に努め、持続的発展が可能な地域社会づくりに貢献するため、コンサルティング機能の向上と発揮、地域の面的再生への積極的な参画と情報収集、発信等の施策を行ってまいります。  
また、地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給を適切に実施するため、平成22年1月22日に「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を制定し、「金融円滑化管理統括責任者」「金融円滑化管理責任者」を配置しております。加えて、審査部に企業経営支援担当者を配置、営業店の融資カウンターにご相談窓口を設置する他、取引先企業の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための外部研修やお客さまの経営改善、事業再生・継続に関する研修を実施し、職員の能力向上に努め、お客さまからの資金需要や貸付条件等の相談受付について全職員が迅速かつ丁寧に対応するよう周知徹底と態勢整備を図っております。

### 金融円滑化管理規程の制定

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまの安定した資金供給を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。  
1.お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の相談受付については、全職員に対し、迅速かつ適切に対応するよう周知徹底を図っています。  
2.中小企業者等金融円滑化法の終了後も、営業店の融資カウンターにご相談窓口を設置しています。  
3.審査部内に企業経営支援担当者を配置し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援にあたっています。  
4.当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談、経営指導、経営改善に関するきめ細かな支援に取組むこと、及び住宅資金借入者に対する適正な相談対応が、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。  
5.「金融円滑化管理方針」に基づき、与信取引に係る金融円滑化管理に関する方針や組織体制等を定め、金融円滑化管理の実効を高めることにより、信用の維持向上、及び金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理規程」を制定し、「金融円滑化管理統括責任者」と「金融円滑化管理責任者」を配置しました。

## 3.地域密着型金融の取組み状況

### 地域密着型金融の取組み

#### ●事業性評価に係る取組み

##### 1.事業性評価に基づく取引先企業支援と融資推進

取組み項目	2019年度実績
①取引先企業との経営課題の共有と優先課題の絞込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカルベンチマークに基づく「事業性評価シート」で取引先企業のライフステージ・経営課題等を確認し、優先して取組む課題の絞込みを実施しております。</li> <li>2019年度のローカルベンチマークに基づく事業性評価シートの作成数（累計）は、383先（うち今期作成：87先）となり、ローカルベンチマークに基づく対話により取引先企業と経営課題を共有しました。</li> </ul>
②取引先企業の支援策の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①で絞込んだ優先課題に応じた取引先企業の支援策について、営業店・営業推進部・審査部による協議を行い、245先の支援策を決定しました。</li> </ul>
③取引先企業への課題解決支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記②で決定した取引先企業の経営課題の解決に向けた提案内容等に基づいた施策の実施に至った先は185先になりました。</li> <li>2019年度の主な支援実績は以下のとおりです。           <ul style="list-style-type: none"> <li>海外進出企業の現地法人の資金繰り支援のためのスタンダードバイLCの発行（信金中央金庫と連携した取組み）</li> <li>全国での販路拡大を目指す取引先企業を対象としたよい仕事おこしフェアへの参加</li> <li>お客さまの事業性を適切に評価し、経営者保証に依存しない融資への取組みは39先となりました。</li> <li>㈱エフアンドエムと連携し、中小企業向け補助金・助成金にかかるお客さま向けセミナーを2回実施。38社参加</li> <li>㈱エフアンドエムと連携し、お客さまの経営改善のためのコンサル契約をあっせん。</li> </ul> </li> </ul>

##### 2.取引先企業の本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

取組み項目	2019年度実績
①創業・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業・新事業支援に係る情報を収集し、外部機関と連携した支援に取組んでおります。</li> <li>2019年度における創業・新事業支援に係る情報を54件収集した結果、創業・新事業支援実績は12件になりました。</li> <li>2019年7月に佐野商工会議所・日本政策金融公庫が共催した「経営・金融なんでも相談会」に職員2名を相談員として派遣しました。</li> </ul>

取組み項目	2019年度実績
②販路開拓支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■販路拡大ニーズのある取引先企業に対し、各種商談会への出展を勧奨するとともに、出展後の状況についてフォローを行うことで取組んでおります。</li> <li>■2019年度は、北関東地区の金融機関や全国の信用金庫とのネットワークを通じて、以下の商談会等へ12社の出展支援を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・しののめ信金フードビジネス商談会（しののめ信金主催）：2社出展</li> <li>・ものづくり企業展示商談会（足利銀行主催）：8社出展</li> <li>・よい仕事おこしフェア（“よい仕事おこし”フェア実行委員会主催）：1社出展</li> <li>・新価値創造展2019（独）中小企業基盤整備機構主催）：1社出展</li> </ul> </li> </ul>
③補助金活用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金活用が有用と思われる取引先企業に対してものづくり補助金等の活用提案に取組んでおります。2019年度は、ものづくり補助金1社、令和元年台風第19号の被災企業に対するグループ補助金5社の支援を行いました。</li> </ul>
④事業承継・相続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者不在等の経営課題のある取引先企業に対して、事業承継支援の内容について提案するとともに、外部連携先と連携し、案件検討会等を開催し、事業承継案件に対応する取組みを実施しております。</li> <li>2019年度は、栃木県事業承継支援センターと連携した事業承継支援を4先に実施しました。</li> </ul>
⑤資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資金繰り状況を把握し、正常運転資金の状況、業種特性状況等を考慮したうえで、資金繰り支援を随時実施しております。</li> <li>■2017年度より短期継続融資に係る態勢整備を行い、2019年度は、保証協会との協調による「金融機関連携型継続支援保証アンサンブル」の提供を開始しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・さのしんアシスト 49件 極度額 2,510百万円</li> <li>・さのしんウォレット 38件 極度額 134百万円</li> <li>・金融機関連携型継続支援保証アンサンブル 37件 残高 386百万円</li> </ul> </li> </ul>
⑥経営改善支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージ区分で低迷期、再生期にある取引先企業の経営改善支援、条件変更支援を行うことに取組んでおります。</li> <li>2019年度は、栃木県信用保証協会、栃木県よろず支援拠点、栃木県中小企業診断士会等と連携し、6先に対して経営改善計画書策定支援を行いました。</li> </ul>

### 金融円滑化への取組み

当金庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等の業況や資金繰りについて、緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取組んでいます。

2020年3月10日を基準日として、基準日から3月末までの実績は以下のとおりです。

(金額：百万円)

貸付債権内訳	受付		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業向け	11	338	5	195	0	0	6	142	0	0
住宅資金借入者向け	2	9	1	1	0	0	1	8	0	0
合計	13	347	6	196	0	0	7	151	0	0

(注) 上記計数は全ての条件変更の債権ベースで集計しています。

### 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2019年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は14件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は0.91%、保証契約を解除した件数は1件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫メイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

また、2019年度は、事業承継時における新旧経営者の二重保証の解消に取組み、8件の解消を図りました。

# 地域・社会貢献

## 〔6月15日は信用金庫の日〕

### ●献血



信用金庫の日を記念して、社会貢献活動の一環として献血と募金を実施しました。

### ●募金

役職員から募金を集め、栃木県信用金庫協会を通じ「下野奨学会」へ寄付しています。



## 〔台風19号の災害復旧のためのボランティア参加〕

2019年11月21日及び22日に「地域のために知恵をだし、汗を流す」活動の実践として、台風19号により被災された地元の方々の支援のために、しんきん保証基金役職員の皆さまとともに災害復旧ボランティアに参加しました。



## 〔佐野市・栃木市へ「台風19号被災復旧義援金」の寄付〕

2019年11月28日に佐野市役所、29日に栃木市役所を理事長が訪問し、義援金を寄付しました。これは、台風19号により甚大な被害を受けた地元佐野市・栃木市に対し、被災者へのお見舞いとともに1日も早い復興にお役立てていただけるよう、寄付したものです。



岡部佐野市長へ贈呈

大川栃木市長へ贈呈

## 〔地域のお祭りやイベントへの参加〕

当金庫店舗所在地のお祭りや各種イベントなどに積極的に参加しています。

- さの秀郷まつり ●ためまふるさと祭り
- くずうフェスタ ●サマーフェスタinいわふね



## 〔「小さな親切」運動〕

「小さな親切」運動佐野支部は、佐野市内の全小中学校(31校)が加盟しており、毎年発表の場となる交歓会の開催や、ポスター・標語の募集と入選作品のポスター制作・配布を行っています。そのほか「日本列島コスモス作戦」などの事業に参加しており、当金庫が事務局として、活動を支援しています。

### 寄付・募金

赤い羽根共同募金運動に協力している他、年末愛の募金運動を毎年実施し、佐野市・栃木市の社会福祉協議会を通じて福祉施設等へ寄付を行い社会福祉への貢献に努めています。

# トピックス



## 総代研修旅行催行

2019年10月11日、総代研修旅行を催行し14名の総代にご参加いただきました。

造幣局さいたま支局にて貨幣・勲章の製造工程等や、キリンビール横浜工場にてビールの製造工程を見学しました。

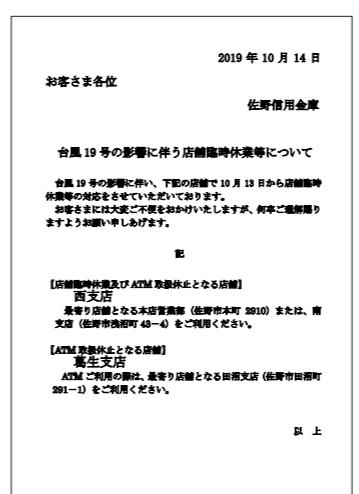


## 経営者セミナー開催

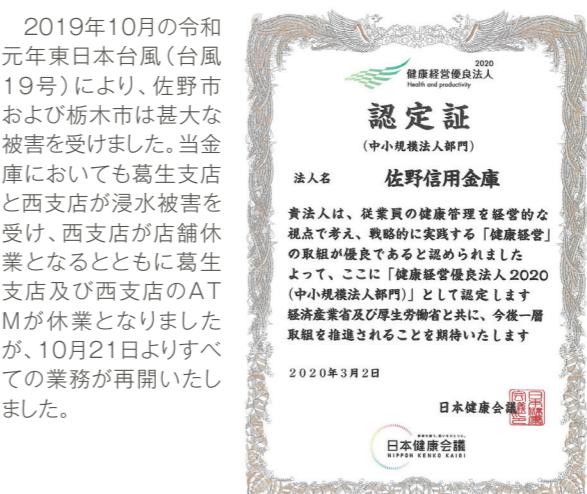
2019年7月11日、昨今問題となっている人口減少、採用難、働き方改革にフォーカスを当て実体験や事例紹介などを踏まえたセミナーを開催し、当金庫のお取引先企業様35社にご参加いただきました。

## ものづくり企業展示・商談会参加

2019年11月12日、宇都宮市マロニエプラザにてお取引先のビジネスマッチングを目的に「ものづくり企業展示・商談会」が開催され、当金庫のお取引先企業様8社にご参加いただきました。



## 2019年台風19号により2店舗被災



## 「健康経営優良法人2020(中小企業法人部門)」の認定

# 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互扶助」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。その意見は、出資口数に関係なく1人1票の議決権として総会を通じて当金庫の経営に反映することになります。しかし、会員数が多いことから会員全員による総会の開催は現実的ではありません。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算事項の承認、定款変更、役員（理事、監事）選任等の経営の重要な事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。したがって、総会に代わる総代会は、総会同様に会員一人ひとりの意見が経営に反映されるよう、会員の中から定款の規定に従い適正な手続きを経て選任された総代の方たちにより運営されております。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員の皆さまからのご意見・ご要望のアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## 総代とその選任方法

## 総代候補者選考基準

### 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、50人以上80人以内です。
- 選任区域ごとの総代の定数は、選任区域の会員数に応じて定められています。

### 総代の選任方法

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 選考基準に基づき、選考委員会にて総代候補者を選考する。
- 選考された候補者が、会員により信任され総代を委嘱される。(異議の申出ができる。)

### 資格要件

当金庫の会員である方  
就任時点で満80歳を超えない会員の方

### 適格要件

- ① 総代としてふさわしい見識を有している方
- ② 良識をもって正しい判断ができる方
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④ その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

## 1 総代候補者選考委員

② 選考基準に基づき会員の中から総代候補者を選考

## 2 総代候補者

① 総代会の決議に基づき理事長が選考委員を委嘱し、選考委員の氏名を店頭掲示

③ 理事長は、総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

## 総代会

## 総代会

決算事項の承認、定款変更、理事・監事の選任等の重要な事項の決議

## 3 総代

## 第93回通常総代会の決議事項等

2020年6月25日第93回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- 報告事項
  - 第93期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
  - 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分案承認について
  - 第2号議案 監事3名選任について
  - 第3号議案 退任監事に対し退職慰労金贈呈について
  - 第4号議案 総代候補者選考委員12名選任について
  - 第5号議案 定款第15条に基づく会員除名について



## 総代選任の手続き

当金庫の地区を4地区に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める。

### 1 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱  
選考委員氏名を店頭に掲示

### 2 総代候補者の選考

選考委員は会員の中から総代候補者を選考 理事長に報告  
店頭掲示について下野新聞に公告 候補者氏名を店頭掲示

### 異議申出期間（公告後2週間以内）

### 3 総代の選任

会員から異議がない場合  
または  
異議の申出が  
選任区域の会員数の  
1/3未満の総代候補者

選任区域の会員数の1/3以上の会員  
から異議の申出があった総代候補者

当該候補者が選任区域の  
総代定数の1/2以上

当該候補者が選任区域の  
総代定数の1/2未満

(A) (B) いずれか選択

上記「2.総代候補者の選考」以下の手続きを経る

理事長は総代に委嘱

総代氏名を店頭掲示(1週間)

### 総代氏名

2020年6月30日現在(地区別・五十音順・敬称略) 丸数字は総代の就任回数

#### 第1区(22名)

野澤直之⑨	大川由昭①	第3区(8名)
江草隆志⑨	龜田宏文④	安藤幸司④
小倉久緒④	福守隆行①	社会福祉法人佐野福祉会 遠藤勝己①
金子雅幸③	篠崎良三⑪	片柳岳巳④
川原井正敏⑤	島崎陽夫⑤	志賀敏郎⑥
北岡宏③	増山整⑥	篠崎常吉⑨
医療法人木水会 小松原葉月⑤	島田嘉内⑥	原島正行②
佐野正行⑯	松永安優美③	平田義人②
篠崎博⑤	三好仁②	山口利英⑦
芝口久雄①	茂木弘司②	青木伸⑧
末吉達也①	山崎好一②	大島徹⑦
高田進一①	山田知彦②	坪内法明①
根岸光彦⑥	松崎正雄④	勅使川原唯男③
青木昌枝⑦	松本静夫⑥	
宇賀神孝司⑧	三井福次郎⑤	

※法人総代は、法人名及び氏名を記載しております。

### 総代の属性別等構成比

職業別：法人・法人代表者94.8%、個人事業主1.7%、個人3.5%

年代別：70代以上39.7%、60代44.8%、50代12.1%、40代3.4%

業種別：製造業37.5%、卸・小売業16.1%、サービス業16.1%、建設業14.3%、医療・福祉8.9%、不動産業7.1%

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

# 内部管理態勢

## 経営管理(ガバナンス)態勢

当金庫は、経営理念・経営方針に基づく業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るために、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、当金庫の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行っております。

また、金庫業務の健全性及び適切性を確保する内部管理態勢の基本方針として、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、平成20年4月1日に内部管理基本方針を制定し、平成28年6月1日に改定しました。

### 内部管理基本方針

- 第1条 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 第2条 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 第4条 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 第5条 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 第6条 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 第7条 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 第8条 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 第9条 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 第10条 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 第11条 本基本方針の廃止ならびに重要な改正

## 金融円滑化への取組み

### 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針  
地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化に向けた態勢整備  
当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の相談受付については、全職員に対し、迅速かつ適切に対応するよう周知徹底を図っています。  
(2) 中小企業者等金融円滑化法の期限到来後においても、営業店の融資カウンターにご相談窓口を設置しています。  
(3) 審査部内に企業経営支援担当者を配置し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援にあたっています。

(4) 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談、経営指導、経営改善に関するきめ細かな支援に取組むこと、および住宅資金借入者に対する適正な相談対応が、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。

(5) 「金融円滑化管理方針」に基づき、与信取引に係る金融円滑化管理に関する方針や組織体制等を定め、金融円滑化管理の実効を高めることにより、信用の維持向上、および金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理規程」を制定し、「金融円滑化管理統括責任者」および「金融円滑化管理責任者」を配置しました。

3. 他金融機関との緊密な連携  
当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 法令等遵守態勢

### コンプライアンス基本方針

当金庫は、金融機関業務を行うにあたり、あらゆる法律、政省令等の法規範に加えて、庫内規範及び倫理・社会規範を遵守し、当金庫に求められる公共的使命と社会的責任を果たし、お客さまの利益を擁護するため、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、これを遵守します。

(公共的使命および社会的責任)

1. 当金庫は、金融機関のもつ公共的使命および社会的責任の重さを常に認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客さまを始めすべての利害関係者から信頼を得るために努力します。

(法令等遵守態勢の構築)

2. 当金庫は、信用金庫法を始めとするあらゆる法律、政省令等の法規範に加えて、庫内規範及び倫理・社会規範を遵守し、誠実かつ公正・適正な業務を行うことをお約束します。
- (内部管理態勢の構築)
3. 当金庫は、質の高い内部管理態勢を構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。
- (顧客情報の保護)
4. 当金庫は、お客さまの情報をあらゆる法令等を遵守したうえで、厳格に管理し、外部漏えい等の事故が生じないように努力します。
- (反社会的勢力の不当な介入の排除)
5. 当金庫は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力を排除し、断固として対決します。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとされている方」を意味します。

※本方針において「業務」とは、金融機関の業務全般を意味します。

### 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 顧客保護等管理態勢

当金庫では、お客さまとの間で行われる全ての取引に関し、適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性向上のための適切な業務の管理及び金庫の方針等の明示に十分留意しています。また、お客さま相談センターを設置して相談・要望・苦情への適切な対応とお客さまのご意見を業務へ反映させることにより、顧客保護を基本としたサービス向上に努めています。

### 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの意思を尊重し、その資産、情報及びその他利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明及び情報提供を適切且つ十分に行います。
2. お客さまからの相談または苦情等につきましては、当金庫本支店及びお客さま相談センターにおいて、適切かつ十分な対応をいたします。
3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、厳正且つ安全に管理いたします。
4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
5. お客さまとの取引に際しましては、利益相反管理基本方針に則り、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理いたします。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとされている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われる全ての取引に関する業務です。

### 利益相反管理基本方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下、「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。  
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、お客さまの安定的な資産形成に資することを目的として、以下の基本方針を定め、これを実践します。また、本方針に基づく取組み状況を定期的に確認するとともに、定期的な見直しを行い、お客さま本位の業務運営の一層の改善と態勢整備に努めてまいります。

### 1. お客さま本位の商品・サービスの提供

- (1) お客さまの知識、取引経験、財産の状況及び取引目的等に照らして最適なご選択ができるよう、商品・サービスの充実に努めます。
- (2) 特定の商品分野や特定の商品提供会社に捉われることなく、お客さまの安定的な資産形成のお役に立つ商品・サービスをご提供します。
- (3) 商品・サービスの提供に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、関係法令や当金庫の「利益相反管理基本方針」等に基づき、適切に管理します。

### 2. お客さま本位の情報提供と分かりやすい説明

- (1) 商品の特性、リスク及びお薦めする理由等重要な情報について、適切な資料を用いて分かりやすく丁寧な説明を行います。
- (2) お客さまにご負担いただく手数料その他の費用について、分かりやすく丁寧な説明を行います。
- (3) 金融・経済情報、市場動向及びお客さまの運用状況等お客さまに必要な情報を、適切にご提供します。
- (4) 様々な商品をご理解いただき、他商品の内容と比較検討いただいたうえでお客さまのニーズに合った商品をご選択いただけます。
- (5) 高齢のお客さまや投資の経験が少ないお客さまに対しては、ご理解いただける丁寧な説明を行います。

### 3. お客さま本位の業務運営を実現するための態勢整備

- (1) お客さま本位の業務運営を金庫文化として定着させるため、研修や資格取得の奨励等の施策により、本方針を実現できる人材の育成に努めます。
- (2) お客さま本位の取組みを適切に評価するため、業績評価制度の整備に努めます。

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

## 金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置  
当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭ポスター等で公表しています。  
苦情は、当金庫営業日(午前9時～午後5時)にお取引のある本支店(電話番号は55ページ参照)、または当金庫お客さま相談センター(午前9時～午後5時 電話:0120-357-500)にお申し出ください。

2. 紛争解決措置  
東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談センターもしくは全国しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

## 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であることを、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険\*・一時払終身(養老)保険\*・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下とおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ))。

1. 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取扱いできません。

①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます。)  
②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

2. 「上記1.に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の特約を含む給付金合計額(以下、「保険金額等」といいます。)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- (1)生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
- (2)疾病診断・要介護・入院・手術等に関する保険金額等  
①診断等給付金(一時金形式) :1保険事故につき100万円  
②診断等給付金(年金形式) :月額換算5万円  
③疾病入院給付金 :日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円  
④疾病手術等給付金 :1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがあります。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。  
佐野信用金庫 お客さま相談センター 電話番号:0120-357-500  
FAX番号:0283-22-6628  
受付時間:当金庫営業日の午前9時～午後5時

## 個人情報保護に関する基本方針 (抜粋)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

## 自己資本管理態勢

当金庫は、内部留保による自己資本の積み上げなど財務内容の充実化を図っており、経営の健全化や安全性の向上に努めています。財務諸表の正確性については、信用リスクの算定や自己資本比率の算定において会計基準を遵守するほか、内部監査における検証、外部監査人(公認会計士)の監査を受けており適正に作成されていることを確認しております。

### 自己資本比率の推移

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性を示す代表的な指標として用いられ、その水準が高いほど、経営がより健全であることを示しています。  
当金庫の2019年度の自己資本比率は、お取引先の資金ニーズに積極的に対応したことにより貸出金が増加したこと及び、有価証券等運用の多様化に取組んだ結果、同比率算出式における分母となるリスク・アセット額が増加したため、前期比0.44ポイント低下し9.96%となりましたが、信用金庫など国内のみで業務を行う金融機関に必要とされる水準である4%(国内基準)を上回る水準を維持しております。

国内業務の基準4%に対し、  
**佐野信用金庫は9.96%**

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット総額}} \times 100$$



### コア資本

自己資本比率算出式における分子であるコア資本は、当期純利益116百万円計上により4,978百万円となり前期比114百万円増加しております。

### リスク・アセット額

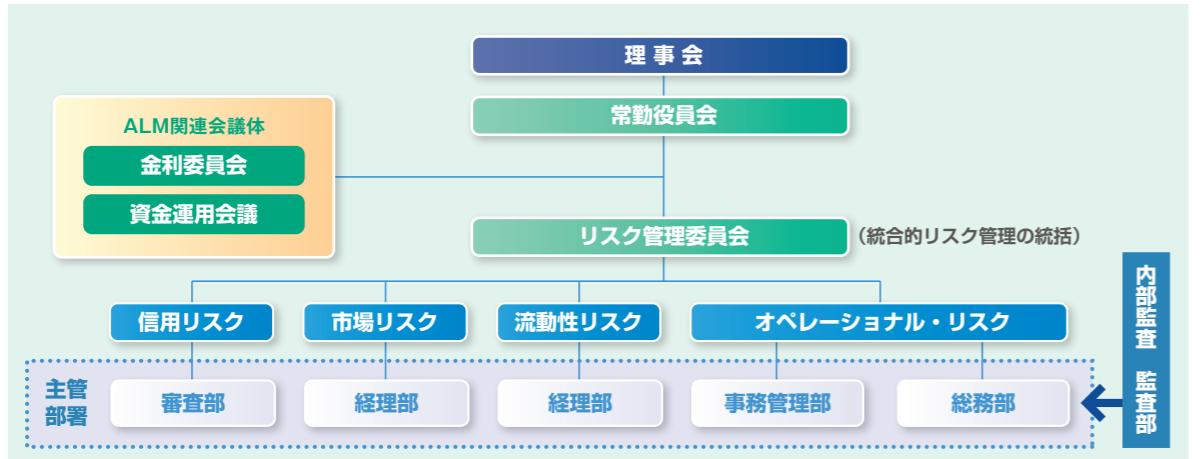
自己資本比率算出式における分母であるリスク・アセット額は、お取引先の資金ニーズに積極的に対応したこと、有価証券等運用の多様化に取組んだ結果49,938百万円と前期比3,185百万円増加しております。

## 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、当金庫が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク区分毎に評価したリスクを総合的に捉え、当金庫の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことです。

それぞれのリスクとは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションル・リスクであり、当金庫では主管部署が管理すべきリスクを適切に管理し、健全性と収益性の確保に努めています。

また、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正確に把握し、かつ、金融情勢の変化に対応できるようリスクを統合的に管理・運営することを目的にリスク管理委員会を設置しております。



## 信用リスク管理態勢／資産査定管理態勢

### 信用リスク管理

信用リスク管理は、与信取引および市場取引に係る信用リスクを自己査定および企業信用格付に基づき適正に把握し、適切な態勢整備を行うとともに、ポートフォリオ管理により資産(オーバラン資産を含む)の健全性の確保と収益性の向上を図ることを目的としています。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、お客様の財務内容の改善支援活動や審査部門の充実に努めるとともに、貸出資産の保全・管理および不良債権回収の促進を図っております。また、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、本部から営業店への臨店指導など、審査管理能力の向上に取組んでいます。

信用リスクおよび資産査定の管理態勢に対しては、「企業信用格付システム」、「自己査定支援システム」、「不動産担保評価管理システム」を利用して資産の実態把握に努め、厳格な自己査定を行い、内部監査や外部監査人の監査を受け、適正な償却・引当を行いました。

### リスク管理債権の状況

リスク管理債権の状況			
	項目	2018年度	2019年度
内訳	破綻先債権	1	0
	延滞債権	791	678
	3ヶ月以上延滞債権	0	0
	貸出条件緩和債権	152	239
リスク管理債権合計①		945	917
保全状況	担保・保証等	645	594
	個別貸倒引当金	112	86
	貸倒引当金	15	24
保全措置済みの合計②		773	704
保全率 ② ÷ ① (%)		81.76	76.80

当金庫では、自己査定で無価値または回収不能と認定した債権を貸倒債却として債権額から直接減額する会計処理を行っておりまます。2019年度の直接減額の金額は10百万円です。

## 金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	315	252
危険債権	479	426
要管理債権	152	239
金融再生法開示債権計①	947	918
正常債権	46,730	48,670
合計	47,678	49,588

- (注1) 対象債権は「貸出金」「未収利息」「仮払金」「外國為替」「貸付有価証券」「債務保証見返」です。  
 (注2) 破産更正債権およびこれらに準ずる債権とは、会社更生、民事再生、破産などの事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権です。  
 (注3) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務内容および経営成績が悪化し、約定に従った元金の回収および利息の受取ができなくなる可能性がある債権です。  
 (注4) 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する債権で、破産更正債権およびこれに準ずる債権、危険債権を除いた債権です。  
 (注5) 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更正債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権です。  
 (注6) 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 (注7) 個別貸倒引当金は、破産更正債権およびこれらに準ずる債権、危険債権に対して個別に引当した金額です。  
 (注8) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度
貸出金償却額	34	9	1

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	58	62	—	58	62
	2019年度	62	56	—	62	56
個別貸倒引当金	2018年度	105	113	—	105	113
	2019年度	113	87	9	103	87
合計	2018年度	163	175	—	163	175
	2019年度	175	143	9	165	143

## 市場リスク管理態勢／流動性リスク管理態勢

資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外國為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク、および流動性リスクなどに対応するため、当金庫では、経済、金利見通しなどに基づき、金利委員会、資金運用会議で運用、調達の方針の策定、検討を実施しています。また、流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

(注) 流動性リスクとは、金融機関に対する信用力の低下や、資産の運用・調達の極端な不一致等から、急速な資金の流出に対応できなくなるリスクです。

## オペレーションル・リスク管理態勢

オペレーションル・リスクとは、事務リスク、AML/CFTリスク、システムリスク、その他オペレーションル・リスクに分けられます。事務リスクとは、業務上のミスや不正により損失を被るリスクのことです。

AML/CFTとは、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」を指す用語で、一般に「犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者がわからないようにして、捜査機関による収益の発見・犯罪の検挙を逃れようとする行為」などをいいます。

当金庫の取引が犯罪収益の移転やテロ資金調達に利用されることを防止するために、厳格な取引時確認や不正利用口座のモニタリングなどAML/CFTリスク低減対策に取組んでおります。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動及びコンピュータシステムの不正使用等により、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では主要システムをしんきん共同センターに委託しており、コンピュータやデータの管理を安全対策基準に基づき運用しています。また、しんきん共同センターでは、万一の大規模地震やシステム障害に備えてバックアップセンターを設置し、データバックアップを行っています。当金庫は庫内におけるコンピュータ設置に関して自然災害、侵入・破壊・サイバー攻撃等の不法行為及び機器故障等から守るために、金融庁主催演習に参加する等の対策を講じているほか、コンピュータ処理に係る組織・責任体制、セキュリティ管理、外部委託先管理に関する規程等の整備や承認手順について適切に運用を図っています。

その他のオペレーションル・リスクとは、法務・人的・有形資産・風評リスクに細分化され、各リスクを発端とした損失を被ることです。当金庫の経営・地域社会に与える影響を認識し、経営の透明性を高めるとともに、その他のオペレーションル・リスクが顕在化した場合、迅速かつ適切な対応により、その沈静化・事態の収拾を図り、生じた影響を最小限にとどめるほか、再発防止に努める等適切なリスク管理態勢を構築しております。

# 業界の総合力

## 信用金庫 地域経済のパートナー

●金庫……………全国255金庫  
●預金量……………145兆2,739億円

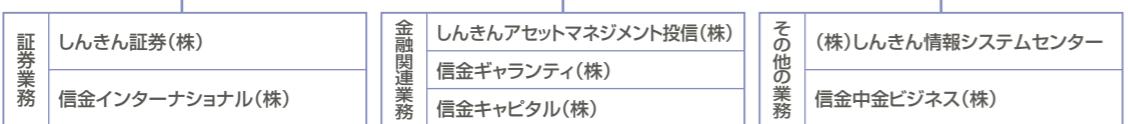
●役職員数……………10万4,039人  
(2020年3月31日現在)

<b>全国信用金庫協会</b>	関係省庁に対する連絡、各種業務の開発、スケールメリットを生かした広報などを行っています。
<b>関東信用金庫協会</b>	関東甲信越地区の49金庫が加盟し、共同事業や人材育成、福利厚生などを行っています。
<b>栃木県信用金庫協会</b>	県内6信用金庫で組織し、様々な共同施策や情報交換などを行っています。

## 信金中央金庫 信用金庫のセントラルバンク

●総資産……………40兆6,332億円  
●自己資本比率……………25.18%  
●不良債権比率……………0.27%  
●優先出資……………東京証券取引所に上場  
(2020年3月31日現在)

## 信金中央金庫グループ 信金中央金庫(SCB)



## 信用金庫経営力強化制度

経営力強化制度は、個別信用金庫の健全性を確保し、もって業界全体の信用力の維持・向上を図るため、平成13年4月に信用金庫、全国信用金庫協会および信金中央金庫による信用金庫業界の総意に基づき創設された制度です。  
当制度は、①経営分析制度、②経営相談制度、③資本増強制度の3点にて構成されており、信金中央金庫はこれら制度の適正かつ円滑な運営を通じて、信用金庫業界の信用力をより一層向上させるため、積極的な役割を発揮しています。



## しんきん共同センター

信用金庫の業務の効率化を目的に、預金・貸出金等のコンピュータ処理と事務サポートを行っており、メガバンク・他業態システムセンターと同水準のシステム開発費を投入しております。  
平成25年4月に全国にあった地区センターを統合する形で「一般社団法人しんきん共同センター」が発足、システム開発・維持の更なる効率化を図っております。

## しんきん情報システムセンター

信用金庫業界独自のネットワークシステムの企画・開発および運用・保守と一貫したサービスをとおして、信用金庫らしいバンキングシステムを実現するための情報技術を提供しています。

## しんきん情報サービス

業務支援・事務集中支援・業務受託・支援ソフト開発・サプライ品の共同調製などの信用金庫業務に付随した各種サービスを全国の信用金庫に提供しています。

# 業務内容のご案内

『つなぐ力』を基本に地域の企業さまや個人の皆さまの良きパートナーを目指します。

## 預金業務・各種サービスのご案内

当金庫では、給与・年金のお受け取りや各種引落し、資産の形成・運用として、各種預金・サービスをお取り扱いしております。また、年金や諸手当受給者、退職金預入者向けの金利上乗せ定期預金の取扱いも行っております。  
その他、当金庫のキャッシュカードは、ATMの機能アップや稼働時間の拡大、しんきんATMゼロネットサービスによるネットワークの充実等により便利にご利用いただけます。また、セキュリティが高く振込先データのカード内登録等ができるICキャッシュカードは全店でご利用いただけます。

預 金		最 低 預 入 額
種 類	内 容 ・ 特 色	
総 合 口 座	「給与」や「年金」のお受け取りの他、各種公共料金の自動支払いに便利です。定期預金や定期積金をセットすることにより、一定残高まで自動的にお借入もできます。キャッシュカードは全国の信用金庫・都銀・地銀等、MICS加盟店でご利用いただける他、デビットカード加盟店ではショッピングにもご利用いただけます。	1 円
決 済 用 普 通 預 金 < 無 利 息 型 >	「無利息」「要求払い」「決済サービス提供可能」を特徴とした、ペイオフ解禁後も全額保護される預金です。なお、給与や年金のお受取、公共料金の自動支払ができ、総合口座と同様にご利用いただけます。	1 円
定 期 積 金	コツコツと着実に、「さのしんのステップアップ積金」は、長期契約ほどお得な「契約期間別金利設定」としてありますので、あせらずじっくりと貯蓄をしていただけます。	1 千 円
定 期 預 金	一般的な「スーパー定期」、1,000万円以上の「大口定期」、市場の金利に応じて金利が変動する「変動金利定期」、半年経過後は払戻し自由の「定額複利預金フリーダム」など、多彩なラインナップを揃えております。目的に応じてご利用ください。	ス パ ー 定 期 S 型 ス パ ー 定 期 M 型 大 口 定 期 変 動 金 利 型 定 期 預 金 定 額 複 利 預 金 フ リ ダ ム

## 各種サービス

種 類	ご 案 内
で ん さ い ネ ッ ト サ ー ビ ス	株式会社全銀電子債権ネットワークが提供する電子記録債権で手形・小切手に代わる新たな決済手段として平成25年2月より当金庫も提供を開始いたしました。お客様のパソコンからでんさいの発生（手形でいうところの振出）、譲渡、分割等ができるサービスです。 ※ご利用は法人・個人事業主さまが対象となります。 ※ご利用申込後、当金庫による審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。
W E B - F B サ ー ビ ス (法 人 の お 客 さ む)	パソコンから接続するインターネットを利用し、さのしんのホームページから残高照会、入出金取引の照会、給与振込、総合振込、口座振替ができるサービスです。 ID・パスワードによる本人認証と暗号化による通信を採用しているほか、インターネット上のコンピュータウイルスの検知・駆除を行うソフトウェア「Rapport」の無料での提供を行っています。
さ の し ン 収 納 サ ー ビ ス 'Pay·easy(ペイジー)'	金融機関と収納機関をネットワークで結ぶことにより、お客様のパソコンから公共料金や税金等の払込ができるサービスです。（前記WEB-FBの契約が必要です。） ID・パスワードによる本人確認と暗号化による通信を採用しています。
リ ー ス の ご 案 内	機械設備などのリースをご希望のお客さまにしんきんリース（株）をご案内します。
W E B バ ン キ ン グ (個 人 の お 客 さ む)	パソコン・スマートフォンから接続するインターネットを利用し、さのしんのホームページから残高照会、入出金取引の照会、振込ができるサービスです。ID・パスワード・ワンタイムパスワードによる本人認証と暗号化による通信を採用しているほか、インターネット上のコンピュータウイルスの検知・駆除を行うソフトウェア「Rapport」の無料での提供を行っています。
デ ピ ッ ト カ ー ド	さのしんのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、デビットカード加盟店でお買物をする場合、キャッシュカードを提示することで口座残高の範囲内でキャッシュレスでお買物ができます。お支払はカードを機械に通し、暗証番号を入力すると即座に口座から支払額が引き落としになります。クレジットカードと異なり使いすぎの心配はありません。なお、デビットカードでお買物と同時に現金の引出しができるサービスについては、お取扱いしておりません。







# 資料編

## 目次

### 自己資本の状況等.....28

- 当金庫の自己資本の充実の状況等について
- 自己資本の構成に関する事項
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項

### 財務諸表.....36

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書
- 会計監査
- 代表者による確認
- 報酬体系について

### 損益・経営諸比率.....44

- 主要な経営指標の推移
- 業務粗利益・業務純益
- 配当金
- 会員数
- 資産の推移
- 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回
- 総資産利益率
- 受取利息、支払利息増減状況
- 総資金利潤
- 預貸率
- 預証率
- 受入手数料の内訳
- その他業務利益の内訳
- 経費の内訳



# 自己資本の状況等

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### 1.自己資本調達手段の概要

新しい自己資本比率規制(バーゼルⅢ国内基準)が2013年度から導入されたことから従来「基本的項目」と「補完的項目」で構成されていた自己資本は、出資金・内部留保等を中心とした「コア資本」へ一本化されました。2019年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、主に地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

### 2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが1分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを根拠としており、収支計画は、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

(注)エクスポージャーとは、当金庫が保有する資産のうち、さまざまにリスクに晒される可能性の高い資産をいいます。

### 3.信用リスクに関する項目

#### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、融資金等の回収が困難になり当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要なリスクであるとの認識のうえ、厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理の基本方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、信用格付制度を導入し厳格な自己査定を実施しており、信用リスクの計量化に向けインフラ整備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、自己査定委員会やリスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、自己査定基準及び資産の償却・引当基準に基づき、自己査定における債務者区分ごとの貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については外部監査人(公認会計士)の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

#### (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫は標準的手法を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価(格付)を使用しております。このリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社です。

- ①株式会社格付投資情報センター
- ②株式会社日本格付研究所
- ③ムーディーズ・インベスター・サービス・インク
- ④スタンダード・アンド・ Poor's・レーティング・サービス

### 4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただく等適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う主要な担保には預金積金や上場株式等があり、主要な保証とは、政府保証と同様な信用度をもつ信用保証協会の保証や適格格付機関が付与している格付により信用度を判定するしんきん保証基金の保証等があります。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、信用リスク・アセット額の算出にあたり、以下の方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができるござります。

#### (1)適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲とします。

## (2) 貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク・アセット額を算出するにあたり、ご融資先ごとに貸出金と預金の一部を相殺しています。対象とする預金は定期預金と定期積金とし、貸出金の残存期間を上回る預金等については全額、貸出金の残存期間を下回る預金等については、定められたルールに基づき実施しております。

## (3) 保証

国、地方公共団体、政府関係金融機関等(信用保証協会等)が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けけるリスクが相殺されるよう管理し、信用リスクへの対応としてはリスク管理の観点から担保による保全を図り、金庫が定める引当基準に則った適正な引当金を計上しております。(お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一體的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。)

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針のなかで定めている有価証券等資金運用規程等により投資枠内の取引に限定するとともに、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理規程等に則り適切に管理しております。リスク管理態勢として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、統合的リスク管理基本方針を定め、管理態勢を構築し、その充実に努めています。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。当金庫においては、有価証券投資の一環として証券化商品に投資しております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関の付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常勤役員会、リスク管理委員会に諮り適切なリスク管理に努めています。証券化商品への投資は有価証券にかかる投資方針(有価証券等資金運用規程)のなかで定める取引に限定するとともに、取引にあたっては投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運営管理を行っています。なお、証券化商品として区分されるものは以下のとおりです。

- ①貸付債権を裏付けとする信託受益権
- ②売掛債権を裏付けとする信託受益権
- ③リース債権を裏付けとする信託受益権

### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める有価証券会計処理規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。

### (4) 証券化エクspoージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクspoージャーのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター
- ②株式会社日本格付研究所
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

## 7. オペレーション・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、内部プロセス・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部要因により発生する損失をいいます。オペレーション・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクなど広範囲なリスクとして捉え、また、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、管理体制や方法に関するリスク管理の基本方針を定め、リスクを特定・評価・モニタリングしコントロール及び削減に取り組んでおります。バーゼルⅢの対応としてリスクの計測には基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会など各種委員会で協議・検討するとともに、常勤役員会・理事会へ報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクspoージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価や予想損失値など当金庫で定めたリスク計測によって把握するとともに、当金庫が抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況はリスク管理委員会を通じて常勤役員会へ報告するとともに、ストレステストなどリスク分析を実施し、定期的に資金運用会議等で検証しております。

非上場株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金や投資については、当金庫が定める有価証券等資金運用規程等に基づいた適正な運用管理を行っており、リスクの状況は財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める有価証券会計処理規程及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受けける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(IRRBB :  $\Delta EVE^{(注1)}$ 、 $\Delta NII^{(注2)}$ )の計測や金利更改を勘査した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、リスク管理委員会等で協議・検討し、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

金利リスクの計測の頻度は、月末を基準日として、月次で計測しております。

(注1)IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2)IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計測されるものをいいます。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ 並びに当金庫がこれらを追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

i. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

ii. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

iii. 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

iv. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

v. 複数の通貨の集計方法及びその前提  
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。  
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。

vi. スプレッドに関する前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めておりません。

vii. 内部モデルの使用等、IRRBBに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは、使用しておりません。

viii. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

2020年3月末の $\Delta EVE$ は1,791百万円(前期末比△495百万円)となっております。 $\Delta NII$ は、開示初年度であるため記載しておりません。

ix. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

$\Delta EVE$ で計測した金利リスクに対し、十分な自己資本の余裕を確保していると考えられます。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理では、VaR(保有期間240日、観測期間1年、信頼水準99%)で計測される市場リスク量が半期毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV、ストレス・テスト等の金利リスク管理指標、金利変動が期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、結果についてはリスク管理委員会等で協議・検討し、経営陣へ報告しております。







## 貸借対照表の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。  
 建物 19年～39年  
 その他 3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,430百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、当該事業年度の計上対象額はありません。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
12. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された2つの企業年金制度（総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。
- (1) 総合設立型厚生年金基金  
 当金庫は、職員の厚生年金基金として企業年金制度に加入しておりますが、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
 ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）  
 年金資産の額 1,669,710百万円  
 年金財政計算上の数理債務の額  
 と最低責任準備金の額との合計額 1,806,457百万円  
 差引額 △136,747百万円  
 ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月分） 0.0658%  
 ③ 補足説明  
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金21百万円を費用処理しております。  
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (2) 連合設立型確定給付企業年金基金  
 当金庫は、職員の退職年金基金として企業年金制度に加入しておりますが、当該年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分（共通給付部分）と第2給付部分（事業所給付部分）とで構成されております）  
 なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況及び第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
 ① 第1給付部分の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）  
 年金資産の額 59,352千円  
 年金財政計算上の数理債務額 55,686千円  
 差引額 3,666千円  
 ② 第1給付部分全体に占める当金庫の掛け出し割合（平成30年3月分） 1.505%  
 ③ 補足説明  
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高3,115千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金4千円を費用処理しております。  
 なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛け出し額を掛け出し時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額10百万円。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
19. 有形固定資産の減価償却累計額1,976百万円
20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は791百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は152百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は945百万円であります。  
 なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は564百万円であります。
26. 担保に供している資産  
 有価証券 102百万円  
 預け金 402百万円  
 担保資産に対応する債務  
 預金 1百万円  
 借用金 281百万円  
 上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金3,300百万円を差し入れております。
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
 同法第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公示した方法により算定した価額に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。  
 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っており、その差額は238百万円であります。
28. 出資1口当たりの純資産額784円85銭
29. 金融商品の状況に関する事項  
 (1) 金融商品に対する取組方針  
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。  
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
 また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はヘッジ等に代わる預け金取引を行うことにより当該リスク回避しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制  
 ① 信用リスクの管理  
 当金庫は、融資の基本方針、信用リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。





## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」並びに在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### ◆ 基本報酬及び賞与

非常勤を含む理事全員及び監事全員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、定められた限度額内において当金庫の理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、定められた限度額内において監事会の協議により決定しております。

##### ◆ 退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期役員退職慰労引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、金額の決定、算出方法、支給時期と方法、総代会への討議を規程で定めております。

#### (2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

- ・2019年度における対象役員に対する「基本報酬」及び「賞与」の支払総額は、69百万円です。
- ・2019年度における「退職慰労金」の支払いは21百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 2019年度における「賞与」の支払いはございません。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

なお、当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 損益・経営諸比率

### 主要な経営指標の推移

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	千円	1,601,613	1,846,317	1,587,050	1,590,050	1,778,984
経 常 利 益	千円	186,246	191,842	179,438	184,252	208,535
当 期 純 利 益	千円	132,586	162,818	126,645	105,454	116,423
出 資 総 額	百万円	337	337	338	339	340
出 資 総 口 数	千口	6,748	6,753	6,768	6,784	6,807
純 資 産 額	百万円	5,360	5,078	4,958	5,325	5,018
総 資 産 額	百万円	112,581	112,494	113,379	114,977	116,374
預 金 積 金 残 高	百万円	106,772	106,940	107,733	108,917	110,380
貸 出 金 残 高	百万円	46,817	47,263	46,167	47,614	49,534
有 価 証 券 残 高	百万円	33,686	32,459	30,706	31,078	29,543
預 け 金 残 高	百万円	28,502	28,449	32,715	31,671	32,986
单 体 自 己 資 本 比 率	%	10.45	10.55	10.51	10.40	9.96
出 資 に 対 す る 配 当 金 (出 資 1 口 当 た り)	円	1.5	1.0	1.5	1.0	1.0
役 員 数	人	10	10	9	9	10
うち常勤役員数	人	6	6	5	5	6
職員数(パート職員除く)	人	112	108	107	113	107
会 員 数	人	10,252	10,372	10,450	10,453	10,495

### 業務粗利益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資 金 運 用 収 支	1,235,466	1,358,507
資金運用収益	1,257,737	1,378,364
資金調達費用	22,295	19,857
役 務 取 引 等 収 支	50,250	50,509
役務取引等収益	154,609	157,377
役務取引等費用	104,358	106,867
そ の 他 の 業 務 収 支	116,263	91,046
その他業務収益	142,672	163,212
その他業務費用	26,408	72,165
業 務 粗 利 益	1,401,981	1,500,120
業 務 粗 利 益 率	1.27%	1.34%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2018年度24千円、2019年度56千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金調達勘定平均残高 × 100

### 業務純益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業 務 純 益		318,713
実 質 業 務 純 益		318,713
コ ア 業 務 純 益		237,952
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)		127,653

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないことをしています。  
また、貸倒引当金額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益-一般貸倒引当金額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券償却益

国債等債券償却益は、国債等債券売却益、国債等債券償却益、国債等債券償却損益。

4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなつたため、開示初年度につき、2019年度分のみ開示しております。

### 配 当 金

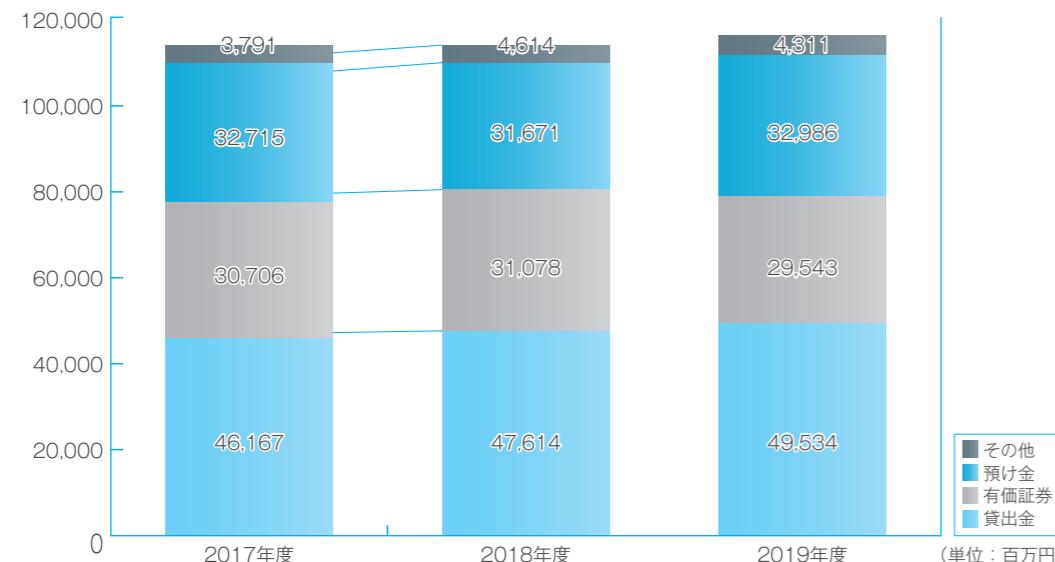
2019年度の普通出資に対する配当金は、日本銀行のマイナス金利政策の影響による市場金利を考慮し、2%といきました。

### 会 員 数

(単位:人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
個 人	9,098	9,203	9,277	9,271	9,278
法 人	1,154	1,169	1,173	1,182	1,217
合 計	10,252	10,372	10,450	10,453	10,495

## 資産の推移



## 受取利息、支払利息増減状況

	2018年度		2019年度			
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	14,075	19,829	33,904	20,826	99,801	120,627
	うち貸出金	1,588	△11,719	△10,131	38,587	△2,750
	うち預け金	643	△884	△241	△1,483	0
	うち金融機関貸付等	△135	△135	△270	—	—
支 払 利 息	△8,745	52,902	44,157	7,631	77,937	85,568
	△2,403	0	△2,403	76	△2,514	△2,438
	うち預金積金	1,031	△3,447	△2,416	82	△3,178
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—
	うち借用金	296	△508	13	296	327
(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。						

(単位：千円)

## 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、%)

	2018年度			2019年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	109,932	1,257,737	1.14	111,742	1,378,364	1.23
うち 貸 出 金	46,249	751,960	1.62	48,644	787,797	1.61
うち 預 け 金	31,860	33,412	0.10	30,658	31,929	0.10
うち コールローン	—	—	—	—	—	—
うち 買入金銭債権	99	586	0.59	218	1,292	0.59
うち 有 価 証 券	31,214	459,222	1.47	31,713	544,790	1.71
資 金 調 達 勘 定	108,107	22,295	0.02	109,535	19,857	0.01
うち 預 金 積 金	107,944	20,888	0.01	109,259	17,792	0.01
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	221	1,113	0.50	523	1,736	0.33

## 総資金利鞘

	2017年度	2018年度	2019年度
資 金 運 用 利 回	1.12	1.14	1.23
資 金 調 達 原 価 率	1.14	1.11	1.09
総 資 金 利 鞘	△0.02	0.03	0.14

(単位：%)

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率 この比率は、運用資金全体の収益力をみる指標です。

## 預貸率

	2017年度	2018年度	2019年度
貸 出 金 ( A )	46,167	47,614	49,534
預 金 ( B )	107,733	108,917	110,380
預 貸 率 ( A / B )	42.85	43.71	44.87
期 中 平 均	43.40	42.84	44.52

(単位：百万円、%)

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

## 総資産利益率

(単位：%)

	2017年度	2018年度	2019年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.16	0.16	0.18
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.11	0.09	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産平均残高×100  
ただし、総資産には債務保証見返勘定は含んでおりません。この比率は資産規模に対する利益の比率をみる指標であり、一般的にROA(Return On Assetの略)と呼ばれております。

## 預証率

	2017年度	2018年度	2019年度
有 価 証 券 ( A )	30,706	31,078	29,543
預 金 ( B )	107,733	108,917	110,380
預 証 率 ( A / B )	28.50	28.53	26.76
期 中 平 均	30.04	28.91	29.02

(単位：百万円、%)

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。







## 2.金銭の信託

### (1)運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)			
2018年度		2019年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
202	—	695	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### (2)満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)			
2018年度		2019年度	
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの
—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## 公共債引受額・販売額

		2017年度	2018年度	2019年度
国	債	—	—	—
政 府 保 証 債		34	17	6
合 計		34	17	6
う ち 窓 口 販 売 額		—	—	—
ハ ネ 返 玉 買 取 額		—	—	—

(注) 1.「窓口販売」とは、国等から引受けた国債等をお客さまに販売した金額です。

2.「ハネ返玉買取額」とは、お客さまに販売した国債等を当金庫が買い戻した金額です。

## 内国為替取扱実績

		2017年度	2018年度	2019年度
〔取扱件数〕	送金・振込	仕向為替 74,079	74,360	76,594
		被仕向為替 132,526	132,094	137,334
	代金取立	仕向為替 2,395	2,222	2,023
		被仕向為替 2,534	2,291	2,016
合 計		211,534	210,967	217,967

		2017年度	2018年度	2019年度
〔取扱金額〕	送金・振込	仕向為替 52,315	51,776	53,292
		被仕向為替 63,209	61,607	63,298
	代金取立	仕向為替 2,823	2,636	2,349
		被仕向為替 2,822	2,375	1,903
合 計		121,169	118,394	120,842

(注) 1.「仕向為替」とは、お客さまから振込みや手形等の取立てを委任された当金庫が他金庫(行)へ振り向けた為替です。

2.「被仕向為替」とは、「仕向為替」とは逆に他金庫(行)より振り向けられた為替です。

## 職員の状況

		2017年度	2018年度	2019年度
常勤役員		5	5	6
職員(パート職員含む)		117	122	116
うち男性		63	66	62
うち女性		54	56	54

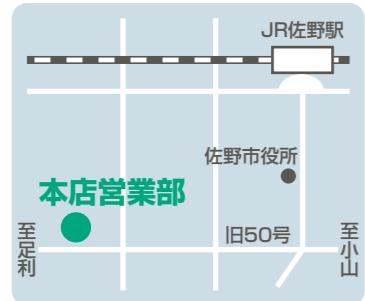
## 法令で定められた開示項目一覧表

このディスクロージャー誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づき作成しておりますが、その記載項目は以下のページに掲載しております。



## 店舗のご案内

(2020年7月末現在)



### ① 本店営業部

〒327-0013 佐野市本町2910番地

TEL.0283-22-3377

ATM稼動時間	平 日 8:45~21:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~19:00



### ② 田沼支店

〒327-0317 佐野市田沼町291番地1

TEL.0283-62-1515

ATM稼動時間	平 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~17:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~17:00

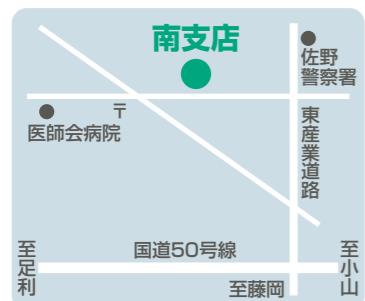


### ③ 堀米支店※1

〒327-0843 佐野市堀米町285番地11

TEL.0283-24-4411

ATM稼動時間	平 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~17:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~17:00



### ④ 南支店※2

〒327-0831 佐野市浅沼町43番地4

TEL.0283-24-7411

ATM稼動時間	平 日 8:00~21:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:00~19:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~19:00



### ⑤ 岩舟支店

〒329-4307 栃木市岩舟町静5160番地5

TEL.0282-55-2955

ATM稼動時間	平 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~17:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~17:00



### ⑥ 石塚支店

〒327-0103 佐野市石塚町2709番地

TEL.0283-25-2122

ATM稼動時間	平 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~17:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~17:00



### ⑦ 葛生支店

〒327-0507 佐野市葛生西1丁目1番18号

TEL.0283-86-3875

ATM稼動時間	平 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~17:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 休止

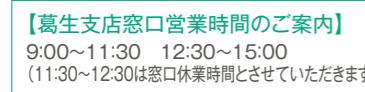


### ⑧ 西支店

〒327-0004 佐野市赤坂町954番地2

TEL.0283-23-5788

ATM稼動時間	平 日 8:45~21:00
ATM稼動時間	土 曜 日 8:45~19:00
ATM稼動時間	日曜・祝日 9:00~19:00



## ACCESS MAP



ここにもあります!

便利なATMコーナー

### ⑨ 佐野市役所ATM

本庁舎1階



ATM稼動時間 平日 8:45~18:00 土・日・祝 休止

### ⑩ 佐野市役所田沼行政センターATM

田沼行政センター敷地内



ATM稼動時間 平日 8:45~18:00 土・日・祝 休止

### ⑪ イオンモール佐野新都市ATM

イオンモール佐野新都市1階



ATM稼動時間 全日 10:00~21:00  
(2020年7月末現在)

## しんきんATMゼロネットサービス

全国どこの信用金庫でも、以下の時間は手数料無料です。

平日の入出金 8:45~18:00

土曜の出金 9:00~14:00 (注)本サービスの対象とならないしんきんATMが一部ございます。



## とちまるネットサービス

栃木県内7つの提携金融機関のATMなら、以下の時間は手数料無料です。

平日の出金 8:45~18:00 (注)その他の時間帯は110円でお引出しができます。

提携金融機関：佐野信用金庫、足利銀行、栃木信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合

地元とともに 地元のために



栃木県佐野市本町2910番地

T E L. 0283-22-3377(本店・代表)

U R L. <https://www.sanoshin.co.jp>

e-mail: [info\\_ss@po.sanoshin.co.jp](mailto:info_ss@po.sanoshin.co.jp)